

にしくセーフティ

令和4年5月
西区交通安全運動推進委員会
☎641-4799

横断歩道は歩行者が優先！

道路交通法で「横断歩道に歩行者がいるときは、直前で一時停止し、その通行を妨げないこと」と定められています。横断歩道で歩行者が見えている状況で、車やバイクで通過すると「横断歩行者等妨害違反」となり、違反点数と反則金が課せられます。また、横断歩道の手前から30m以内の場所では、「車両の追い越しや、追い抜きも禁止」されています。



歩行者妨害違反の「点数と反則金」

横断歩行者等妨害等・違反点数 2点、反則金普通車 9,000円

令和3年中は、札幌市内において、小学生が青信号で横断歩道を横断中に、高齢ドライバーにはねられる交通事故が何件も報道されました。また、JAFの実態調査では、約70%の車両が、信号機のない横断歩道で止まらない、との結果を発表しています。

♪おうだんほどうで だれか まってる あなたが止まれば みんなにっこり♪

西警察署からのお知らせ

春の陽気とともに自転車を利用される方も多くなってきています。そのためか、この時期より自転車と車の交通事故が増加傾向となります。特に西警察署管内の昨年の自転車と車の事故は一昨年と比べ大幅に増加しました。ドライバーの皆さん、交差点に入る際は、たとえ自分が優先であっても減速して進入すること、自転車利用者の方は、しっかり交通法規を守ることを心掛けてください。

パトライト作戦実施中の
交通第1課 斉藤係長（左）



交通安全教室（小学校） 街頭啓発旗波作戦



FM三角山放送局出演



自転車事故に備えましょう！

自転車事故で子どもが加害者となった場合、親が賠償責任を負います。近年では、自転車側（親）に数千万円の賠償を命ずる判決も出ています。「自転車損害賠償保険」への加入や自動車保険、火災保険特約の確認を。



交通事故発生状況（R4年4月末）

右は前年比

	北海道		札幌市		西区	
発生	2,766	▲29	1,449	+131	134	+23
死者	27	▲5	7	+5	1	+0
傷者	3,252	▲25	1,665	+158	148	+27

自転車事故では2割が「自転車」が第1当事者（加害者側）です。自動車と同じく「賠償保険」に入ることが大切です！